

総会

配布：一般

2014年1月30日

第68会期

議事日程議題 69(c)

2013年12月18日に総会により採択された決議

〔第三委員会の報告書 (A/68/456/Add.3) に基づく〕

68/182 シリア・アラブ共和国における人権状況

総会は、

国際連合憲章に基づき

憲章、世界人権宣言¹および国際人権規約²を含む、関連する国際人権諸条約を再確認し、

シリア・アラブ共和国の主権、独立、統一および領土保全並びに憲章の諸原則に対する総会の強い公約を再確認し、

2011年12月19日の66/176、2012年2月16日の66/253A、2012年8月3日の66/253B、
2012年12月20日の67/183および2013年5月15日の67/262の総会諸決議、2011年4月29
日のS-16/1³、2011年8月23日のS-17/1³、2011年12月2日のS-18/1⁴、2012年3月1日の19/1⁵、

¹ 決議 217A (III)。

² 決議 2200A (XXI)、添付文書。

³ 総会の公式記録、第66会期、補遺 No.53(A/66/53)、第I章を見よ。

⁴ 同書、補遺 No.53B および訂正 (A/66/53/Add.2 & Corr.1)、第II章。

⁵ 同書、第67会期、補遺 No.53 および訂正 (A/67/53 and Corr.1)、第三章、A節。

2012年3月23日の19/22⁵、2012年6月1日のS-19/1⁶、2012年7月6日の20/22⁷、2012年9月28日の21/26⁸、2013年3月22日の22/24⁹、2013年5月29日の23/1¹⁰、2013年6月14日の23/26¹⁰および2013年9月27日の24/22¹¹の人権理事会諸決議、並びに2012年4月14日の2042（2012）、2012年4月21日の2043（2012）および2013年9月27日の2118（2013）の安全保障理事会諸決議並びに2013年10月2日の安保理議長声明¹²を想起し、

シリア・アラブ共和国が、化学兵器の開発、生産、貯蔵及び使用の禁止並びに廃棄に関する条約¹³に加入していたという事実を留意し、

ほとんどが通常兵器による100,000人以上の犠牲者をもたらした、シリア・アラブ共和国における継続している暴力の激化に、またとりわけ継続した広範なまた組織的な人権の甚だしい侵害並びに虐待およびシリア住民に対するシリア当局による戦略ミサイルやクラスター弾頭の無差別な使用のような、重火器および空爆の継続的使用に関与したものを含む、国際人道法の違反に憤りを表明し、

その住民を守ることおよび国際連合機関の関連する決議や決定を実施することにシリア・アラブ共和国政府が失敗したことに不安を表明し、

過激主義および過激派集団の拡散に深刻な懸念を表明しそしてシリア・アラブ共和国におけるあらゆる人権侵害と国際人道法違反を強く非難し、

シリア・アラブ共和国における化学兵器の使用の申立を調査する国際連合使節団の報告書¹⁴において結論付けられたように、ダマスカスのグータ地区における2013年8月21日の化学兵器の大規模な使用を強く非難し、それからもたらされた文民の殺害を非難し、化学兵器の使用は国際法

⁶ 同書、第V章。

⁷ 同書、第IV章、A節。

⁸ 同書、補遺 No.53A (A/67/53/Add.1)、第三章。

⁹ 同書、第68会期、補遺 No.53 (A/68/53) 第IV章、A節。

¹⁰ 同書、第V章、A節。

¹¹ 同書、補遺 No.53A (A/68/53/Add.1)、第三章。

¹² S/PRST/2013/15。

¹³ 国際連合、条約集、1974 卷、No.33757。

¹⁴ A/67/997-S/2013/553。

の重大な違反を構成することを確認し、そして化学兵器の何らかの使用に責任を有する者は、責任を問われなければならないことを強調し、

2013年9月1日の第140回通常会期におけるアラブ連盟の閣僚理事会において採択された決議7667で同連盟が、そしてイスラム協力機構が、ダマスカスのグータ地区において生じた、シリア国民に対する化学的攻撃についてシリア・アラブ共和国政府が完全に責任を有すると考えたことに留意し、

人道に対する罪が、シリア・アラブ共和国において犯されたようであるという事務総長および国際連合人権高等弁務官によりなされた声明を想起し、シリア当局がそのような重大な違反を起訴することに失敗したことを強調し、そして安全保障理事会が事態を国際刑事裁判所に付託するという高等弁務官によりくり返された推奨に留意し、

シリア・アラブ共和国に関する国際的な独立調査委員会により実行された活動に対する支持を表明し、

シリア・アラブ共和国からの近隣諸国への継続した国境を越えた侵害、それはシリア難民を含む近隣諸国の文民の中に犠牲者および負傷者をもたらした、を強く非難し、そしてそのような出来事は国際法に違反しそしてシリア・アラブ共和国の隣国の安全および地域的な平和と安定について同国における危機の深刻な影響を目立たせたことを強調し、

人道状況の更なる悪化および戦闘により影響を受けたあらゆる地区に対する即座の、安全なそして妨害のない人道援助の提供を確保することをシリア・アラブ共和国政府ができないことに憂慮し、

100万人以上の子どもを含む、220万以上の難民およびシリア・アラブ共和国における極端な暴力の結果として逃れてきた数百万の国内避難民、並びに近隣諸国および同地域の他の諸国へのシリア難民の流入の原因となっている段階的に拡大しつつある暴力に、深い懸念を表明し、

国際連合同アピールのための誓約会議を2013年1月30日にクウェート政府が主催したこ

とを歓迎し、そしてまた 2014 年 1 月のシリアに関する第二回国際人道支援拠出会議のクウェート政府による開催を感謝の念をもって歓迎し、

近隣諸国および同地域の他の諸国、とりわけレバノン、ヨルダン、トルコ、エジプトおよびリビアにおける大規模な難民人口の存在の政治的、社会経済的並びに財政的な増加しつつある影響を確認する一方で、難民を収容するためにこれら諸国により為されてきた著しい取組を深い感謝の念を表明し、

シリア危機への解決を達成するため、国際連合、アラブ連盟およびシリアに対する国際連合並びにアラブ連盟の合同特別代表の取組を歓迎し、

1. それは国際法の下で禁止され、重大な犯罪に等しくそして文民に対して破壊的な影響をもつ、シリア・アラブ共和国における化学兵器の使用、およびとりわけダマスカスのグータ地区における大虐殺を強く非難し、そしてこれに関連して、サリンを含む専門的に作られた軍需品を使用して、政府が占有する領域から反体制派の地区へ 8 月 21 日に地対地ロケットが発射されたという明確な証拠を提供している、シリア・アラブ共和国における化学兵器の使用の申立を調査する国際連合使節団により準備された 9 月 16 日の報告書¹⁴に留意する。

2. 文民に対する重火器、空爆、クラスター弾、戦略ミサイルおよび他の戦力の使用、学校、病院および礼拝場所に対する攻撃、大量虐殺、恣意的な処刑、裁判外の殺害、抗議する人、人権擁護者およびジャーナリストの殺害や迫害、恣意的な勾留、強制失踪、女性の権利の侵害、医療へのアクセスの違法な干渉、医療関係者への尊敬と保護がないこと、拷問、勾留中のレイプを含む、組織的な性的およびジェンダーに基づく暴力、並びに虐待に関するものを含む、シリア当局および政府と協力関係にあるシャビア民兵による継続した広範なまた組織的な人権と基本的自由の甚だしい侵害並びに国際人道法のあらゆる違反もまた強く非難し、そして武装過激集団によるあらゆる人権侵害および国際人道法違反並びに武装反政府集団による人権侵害または国際人道法違反を更に強く非難する。

3. 子どもの勧誘と使用、殺害や傷害、レイプおよび性的暴力のあらゆる他の形態、学校や病院への攻撃、並びに子どもの恣意的逮捕、勾留、拷問、虐待および人間の楯としての子どもの使用

のような、適用可能な国際法に違反して子どもに対して犯されたあらゆる深刻な違反や虐待を非難する。

4. その由来にかかわらず、あらゆる暴力もまた非難し、そして全ての当事者に対し、テロ行為およびセクト間の緊張を扇動するかもしれない暴力または脅迫の行為を含む、あらゆる形態の暴力に直ちに終止符を打つことを、また国際人道法を含む、国際法の下での自らの義務を厳格に遵守することを求める。

5. 全ての当事者が、国際人権法および国際人道法のあらゆる違反や乱用に直ちに終止符を打つことを要求し、とりわけ、一般住民と戦闘員とを分ける国際人道法の下での義務また無差別且つ過剰な攻撃および文民並びに非軍事的目標に対するあらゆる攻撃の禁止を想起し、紛争の全ての当事者が、メディカル・センター、学校および給水所のような非軍事的目標に対する直接の攻撃をやめることによるものを含んで、文民を保護するためのあらゆる適切な措置を講じ、そのような施設を直ちに非軍事化し、住民密集地に軍事拠点を設立することを避けそして包囲された地区から避難することを望む負傷者や全ての文民の避難を可能にすることを要求し、そしてシリア当局が住民を保護する主要な責任を負っていることをこれに関連して想起する。

6. シリア当局に代わって戦うことを含む、シリア・アラブ共和国における全ての外国人戦闘員の、またとりわけヒズボラの介入を強く非難し、そして彼らの関与が、悪化しつつある人権および人道的状況を更に悪化させていることに、そしてそのことが同地域に重大な悪影響を有していることに深い懸念を表明する。

7. シリア当局が、シリアメディアと表現の自由センターの構成員を含む、恣意的に勾留された全ての人々を直ちに釈放し、全ての勾留施設の一覧表を公表し、勾留条件が適用可能な国際法を遵守していることを確保しそしてあらゆる勾留施設に独立した監視員のアクセスを直ちに認めることを要求する。

8. シリア当局が、シリア・アラブ共和国に関する独立した国際的な調査委員会と十分に協力することおよび即座の、完全なまた拘束を受けない入国と同国のあらゆる地区へのアクセスを同委員会と同委員会のために活動する個人に提供することもまた要求し、そして全ての当事者が、同委

員会の職務権限の遂行において同委員会と十分に協力することを更に要求する。

9. シリア・アラブ共和国に関する独立した国際的な調査委員会により提出された報告書およびそこに含まれた結論並びに勧告を歓迎する。

10. 説明責任を確保することの重要性および刑事責任の免除を終わらせそして人道に対する罪に相当する可能性のある違反、特に 2013 年 8 月 21 日にダマスカスのグータ地区におけるものを含む、国際人道法の違反並びに人権の侵害や虐待に責任を有する者の責任を問う必要性を強調し、安全保障理事会に対し、シリア・アラブ共和国における説明責任を確保するため適切な措置を審議することを奨励し、そして国際刑事裁判所が、これに関連して果たし得る重要な役割を強調する。

11. 幅広い、包括的な且つ信頼に足る協議に基づいて、シリア国民が、国際法により提供されまた補完的な原則に基づいた枠組の範囲内で、甚だしい違反に対する和解、真理および説明責任を達成するための民主的過程および手続、並びに犠牲者のための賠償と効果的な救済を決定すべきであるという重要性を強調する。

12. 安全保障理事会に、国際の平和および安全の維持に対するその主要な責任および国際人道法のあらゆる重大な違反並びにシリア・アラブ共和国において犯された国際人権法のあらゆる重大な違反と乱用に終止符を打つための措置を講じることを思い出させる。

13. 医療施設、要員および車両に対するシリア当局若しくはその他の当事者によるあらゆる攻撃並びに軍の目的のために病院を含む医療や非軍事施設の使用を強く非難し、国際人道法の下では傷病者は、実行可能な限り最大限にそしてできるだけ早く、治療とその条件が要求する注意を受けなければならないことを想起し、またシリア・アラブ共和国のあらゆる地区に提供される、医療関係者および外科用品目や薬品を含む供給品の自由通過を促す。

14. シリア・アラブ共和国における紛争により引き起こされた人道的惨事の巨大さは、同国全土を通じた、とりわけ人道的必要性が特に緊急な地区や地域における、人道援助の安全なそして妨害のない提供を促進するため迅速な行動を要求していることを強調し、そして人道的アクセスの恣意的な拒否のあらゆる事例を非難し、そして援助物資やアクセスを意図的に妨害することを含ん

で、文民の生存に欠くことのできない物を文民から奪うことは、国際人道法の違反を構成できることを想起する。

15. シリア当局が、必要としている人々への安全なまた妨害のないアクセスを即座に促進することによるものを含んで、人道救援活動の拡大を促進するためのまた官僚主義的障害と他の障害を解くための、紛争線や国境を越えたものを含む、最も効果的な方法を通して、即座の措置を講じることを要求し、そして全ての当事者に対し、国際連合、その専門機関およびシリア・アラブ共和国における影響を受けた人々に対して直接の人道援助を提供するための人道救援活動に従事している全ての人道関係者の取組を促進するためあらゆる適切な措置を講じることまた人道援助対応計画を完全に実施するためそのようなアクセスを得ることにおける困難を解決するため人道援助機関と活動することができる権限を与えられた対話者を指名することを促す。

16. 現行の暴力の結果として難民および国内避難民の増加している数に深刻な懸念を表明し、暴力の結果としてシリア・アラブ共和国の国境を越えて逃れてきた者を支援するため近隣諸国および地域の諸国により行われてきた著しい努力に対し総会の感謝の念をくり返し表明し、あらゆる関連する国際連合機関、とりわけ国際連合難民高等弁務官事務所および他の資金供与者に対し、シリア難民およびその受け入れ諸国に対して緊急のまた調整された支援を提供することを促し、そして加盟国に対し、責任分担の原則に基づき、高等弁務官事務所と調整してシリア難民を受け入れることを求める。

17. シリア・アラブ共和国政府が、国際連合機関および化学兵器禁止機関の関連する決議や決定を実施することを要求する。

18. 女性の完全且つ効果的な参加を得た、平和な、民主的なそして多民族の、セクト主義若しくは民族、宗教、言語、ジェンダーまたは他の理由に基づく差別の余地がなく、人権および基本的自由に対する普遍的な尊重の促進と遵守に基づく、社会に対するシリア国民の憧れに対する総会の支持を表明する。

19. 平和的にシリア・アラブ共和国における状況を解決するための最善の機会を呈している政治的移行についての迅速な進展を強調し、事務総長およびシリアに対する国際連合並びにアラブ

連盟の合同特別代表の関与およびこの危機に対する政治的解決に到達することを目的としたあらゆる外交努力に対する総会の支援を再確認し、国際連合憲章の第8章に定められた国際の平和および安全の維持における地域的並びに準地域的機構の役割もまた再確認し、そしてシリア・アラブ共和国における状況に対処するアラブ連盟の関連諸決議を歓迎する。

20. 2012年6月30日のシリア行動グループにより発行された最終コミュニケ（ジュネーブ・コミュニケ）¹⁵を支持し、ジュネーブ・コミュニケを実施するためシリア・アラブ共和国に関する国際会議を可及的速やかに召集することを求める。

第70回本会合

2013年12月18日

¹⁵ A/66/865-S/2012/522. 添付文書。